

平成28年 第4回熊本市災害義援金配分委員会

日時：平成28年12月26日(金) 11時～

会議：委員4名出席(2名欠席)

【審議結果】

第4次配分

○ 本市独自の義援金配分

- ・住家が一部損壊の判定を受けた世帯で、非課税である世帯に対して3万円を配分
- ・住家が一部損壊の判定を受けた世帯で、ひとり親家庭世帯(児童扶養手当受給者に限る。)に対して3万円を配分

対象	第1～3次 計		第4次		配分基準額 (合計)	増減	
	県決定	市独自	県決定	市独自			
人的被害	死亡者	100万円	2万円	-	-	102万円	-
	重傷者	10万円	2千円	-	-	10万2千円	-
住家被害	全壊	80万円	2万円	-	-	82万円	-
	大規模半壊	40万円	1万円	-	-	41万円	-
	半壊			-	-	41万円	-
	一損(修理)	10万円	-	-	-	10万円	-
	一損(非課税)	-	-	-	3万円	3万円	+3万円
	一損(ひとり親)	-	-	-	3万円	3万円	+3万円